

「合格への近道 1 級電気工事施工管理 実地試験」 法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため、以下のように訂正いたします。

P.46 (4) 3-18 行目

「電気設備の技術基準の解釈」第 48 条に次のように示されています。
変電所に施設する変圧器の使用電圧に応じ、次の監視制御方式のいずれかにより施設すること。
①簡易監視制御方式:技術員が必要に応じて変電所へ出向いて、変電所の監視及び機器の操作を行うものであること(100,000V 以下) ②断続監視制御方式:技術員が当該変電所又はこれから 300m 以内にある技術員駐在所に常時駐在し、断続的に変電所へ出向いて変電所の監視及び機器の操作を行うものであること(100,000V を超えて 170,000V 以下) ③遠隔断続監視制御方式:技術員が変電制御所又はこれから 300m 以内にある技術員駐在所に常時駐在し、断続的に変電所制御所へ出向いて変電所の監視及び機器の操作を行うものであること(100,000V を超えて 170,000V 以下) ④遠隔常時監視制御方式:技術員が変電制御所に常時駐在し、変電所の監視及び機器の操作を行うものであること(170,000V 超過)

以上